

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成22年度
計画主体	北海道弟子屈町

弟子屈町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北海道弟子屈町役場農林課農政係
所在地 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
電話番号 015-482-2936
FAX番号 015-482-2999
メールアドレス nourin@town.teshikaga.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト）
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	北海道弟子屈町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	馬鈴しょ	20.60ha、15,564千円
	てん菜	25.67ha、15,295千円
	小麦	10.78ha、4,463千円
	牧草	218.52ha、44,109千円
	デントコーン	21.20ha、8,785千円
	スイートコーン	0.90ha、587千円
	その他農作物（種芋）	2.50ha、6,947千円
	その他農作物（蕎麦）	6.50ha、1,947千円
ヒグマ	てん菜	0.20ha、-
キツネ	-	-
ノイヌ	-	-
カラス類・ハト類	-	-

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

エゾシカによる被害は、全町的に見られ、特に春と秋に多く発生している。弟子屈町の農業は、酪農が主体で、比較的気象条件の良い北部では酪農のほかに畑作農業が展開しているが、牧草に比べて畑作物の被害単価が高いため、北部での農業被害が目立っていた。地勢的にも農村地域のほとんどが国有林をはじめとする山林に囲まれ、エゾシカの生息区域と隣接している状況にある。

これらに対処するため、平成4年度から、町・農業協同組合・農業改良普及センターなど関係機関と酪農家・畑作農家の生産者団体からなる「弟子屈町鹿対策協議会」を設置し、検討を重ねてきた。

有害鳥獣としてのエゾシカの捕獲については、平成4年から、毎年1,000頭前後エゾシカを捕獲してきた。また、狩猟期に町内外から多くのハンターが来町し捕獲しているにもかかわらず、減少傾向は見られない。

ハード面では、弟子屈町の西部から北部にかけての農村部と山林との間に約120kmもの鹿侵入防止柵を設置した結果、当該地域の農業被害は大きく減少した。しかしながら、鹿柵が未整備の地域もまだ多く、当該地域におけるエゾシカ被害は、ここ数年増加傾向にあり、平成21年度の農作物被害金額は、97,697千円にも及んでいる。

【ヒグマ】

ヒグマは町内の全ての地域で出没情報が寄せられ、特に北部での目撃件数が多い。農業被害は、山辺の農地に見られ、てん菜など農作物の食害が多く、箱わなを設置し対応している。

【キツネ】

キツネは町内の全ての地域で出没しており、通年を通して農作物や畜舎内外の配合飼料、サイレージの被覆シートへの被害がある。また、キツネを介しヨーネ病やサルモネラ症等の家畜伝染病の感染が懸念される。

【ノイヌ】

ノイヌは町内全域で度々出没しており、農業施設周辺の徘徊や畜舎への侵入など、家畜伝染病の媒介役などで懸念される。

【カラス類・ハト類】

カラス類・ハト類については、全町的に生息しており、1年を通して農作物や畜舎内外の配合肥料への被害のほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介役などで懸念される。また、カラス類については、子牛・親牛の乳房、陰部などへの攻撃により損傷がある。

(3) 被害の軽減目標

指標(被害面積・被害額)	現状値(平成21年度)	目標値(平成25年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	306.67ha・97,697千円	214.67ha・68,378千円	30%減・30%減
ヒグマ	0.20ha・—	0.10ha・—	50%減・—
キツネ	—	—	—
ノイヌ	—	—	—
カラス類・ハト類	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカについては、弟子屈町鹿対策協議会と町内の猟友会とが連携の上、捕獲体制を構築し、捕獲を実施してきた。また、捕獲に対し奨励金を交付してきた。</p> <p>また、エゾシカ以外の鳥獣については、町内の猟友会に捕獲を要請し実施してきた。</p> <p>捕獲手段に関しては、銃器(ライフル・散弾銃)を用いて有害捕獲を行ってきた。また、ヒグマについては、道の捕獲許可を受けて箱わなを設置し捕獲も実施してきた。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲後速やかに埋設、ゴミ処理場で処理、一部食肉加工所(民間)にて食肉としての利活用をしている。また、ヒグマについては、一部検体を提供している。</p>	<p>エゾシカの捕獲に対する奨励金について、町とJAなどが協議会に経費を負担しているが、それぞれ厳しい財政状況の中で負担は小さくない。一方で銃器などの経費を考えると、1頭あたりの奨励金も十分ではないとの意見もあり、捕獲単価の増額や国や道の支援も必要と考える。</p> <p>有害鳥獣の捕獲に携わる狩猟者も、新規参加者が少なく、高齢化が進み、機動力の低下が懸念されている。担い手対策として、狩猟者の負担軽減についての検討も必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成4・5年度先進的農業総合推進対策事業、平成10年度農業生産体制強化総合推進対策事業により、屈斜路・川湯地区の各圃場を囲む形で電気柵を設置。</p> <p>また、平成10年度道営畑地帯総合整備事業(緊急整備)、平成15・16年度道営中</p>	<p>電気柵は、降雪前に撤去し、融雪後に設置する必要がある。また漏電防止のため下草刈りをしなければならぬなど、手間がかかり、疎かにすると、鹿侵入防止の効果が小さくなる。</p>

	山間地域総合整備事業、平成22年度道営畑地帯総合整備事業により、屈斜路地区と、奥春別～札友内～美留和地区、川湯地区に約120kmの鹿侵入防止柵を設置。地区毎に鹿柵管理組合を組織化し、管理や補修などにあたっている。	鹿柵は、電牧に比べて頑強であるが、積雪時に適切に保守管理しなければ、網が破損してしまい、エゾシカ侵入を防ぐ効果が小さくなる。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

(5) 今後の取組方針

<p>平成21年度のエゾシカによる農作物被害状況は、97,697千円、306.67haとなっている。被害金額ではピークの平成8年度の207,784千円と比較すると約1/2に、被害面積では平成10年度の610.10haに比べて約1/2に、それぞれ減少しているが、近年の農業経営を取り巻く厳しい情勢や天候不順による収量の減産等を考慮すると、被害状況は依然として高い水準にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、弟子屈町では鳥獣被害の軽減目標を達成するため、既存の鹿柵の維持補修や未整備地区での新たな鹿柵整備について検討を図るとともに、猟友会との連携を密にして、より一層の計画的なエゾシカの捕獲を実施していくものである。</p> <p>また、くくりわなの狩猟免許を経営者自ら取得してもらい、農地の自主防衛に努めていただくよう取り組んでいきたい。</p> <p>ヒグマについては、農作物被害や人に危険を及ぼす恐れのある場合について、猟友会と連携を密にして、捕獲を実施していく。</p> <p>また、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類については、捕獲による取組のほか、防鳥ネットの整備や地域に適した防除技術等の導入を検討し、農業被害の拡大防止、被害の減少を図っていく。</p> <p>これまでは他の市町村との連携が十分ではなかったが、今後は釧路管内や山間部で隣接している網走管内の近隣市町村との連携も深めていきたい。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>エゾシカについては、弟子屈町鹿対策協議会を設置し、北海道猟友会弟子屈支部と連携の上、効果的な有害鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>エゾシカ以外の有害鳥獣は、北海道猟友会弟子屈支部と連携し、農林業者等からの依頼を受けて、効果的な有害鳥獣の捕獲を行う。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類	農業被害の現状に即した捕獲体制を図り、農業関係との連携強化につとめる。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
24年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類	農業被害の現状に即した捕獲体制を図り、農業関係との連携強化につとめる。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
25年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類	前年度までの取り組み内容を点検し、農業被害削減に向けて、農業関係との一層の連携強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【エゾシカ】 有害鳥獣としてのエゾシカ捕獲頭数は、平成21年度が 809頭、平成20年度 768頭、平成19年度 877頭と推移し、平成7年度以降を見ても、毎年1,000頭前後の捕獲頭数となっているが、農作物の被害金額は増加しており、そうした中でエゾシカの出没数などに変化が見られないことから、捕獲頭数の上乗せを計画する。</p> <p>【ヒグマ】 平成21年度 2頭、平成20年度 2頭、平成19年度 2頭の捕獲実績を勘案し計画する。</p> <p>【キツネ】 平成21年度 17頭、平成20年度 14頭、平成19年度 24頭の捕獲実績を勘案し計画する。</p> <p>【ノイヌ】 平成21年度 0頭、平成20年度 0頭、平成19年度 3頭の捕獲実績を勘案し計画する。</p> <p>【カラス類・ハト類】 平成21年度 435羽、平成20年度 788羽、平成19年度 554羽の捕獲実績を勘案し計画する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
エゾシカ	1, 100頭	1, 100頭	1, 100頭
ヒグマ	2頭	2頭	2頭
キツネ	18頭	18頭	18頭
ノイヌ	1頭	1頭	1頭
カラス類・ハト類	500羽	500羽	500羽

捕獲等の取組内容
<p>【エゾシカ】 銃器による捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、積極的に捕獲を行う。具体的な捕獲時期は、雪解けとなる4月上旬から農作物の収穫時期となる10月下旬までとする。捕獲場所については、山間部に隣接する農村地域を主に、全町を範囲とする。</p> <p>【ヒグマ】 銃器、箱わなを使用し、狩猟期間中を除き、農作物被害や人に危険を及ぼす恐れのある場合について、捕獲を行う。</p> <p>【キツネ、ノイヌ、カラス類・ハト類】 銃器による捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
整備計画なし		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯や防鳥ネットの整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
24年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯や防鳥ネットの整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
25年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ノイヌ、カラス類、ハト類	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯や防鳥ネットの整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	弟子屈町鹿対策協議会
構成機関の名称	役割
弟子屈町	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び立案を行う。
摩周湖農業協同組合	各農家からの被害状況取りまとめ及び営農指導、情報提供などを行う。
弟子屈町農業委員会	営農指導、情報提供などを行う。
釧路農業改良普及センター	
ホクレン中斜里製糖工場	
雪印乳業株式会社磯分内工場	
釧路地区農業共済組合弟子屈家畜診療所	
摩周湖農協畑作振興会	農業者の見地から情報提供、対策検討を行う。
弟子屈町酪農振興会連合会	
北海道中山間地域等直接支払制度弟子屈町弟子屈集落	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道猟友会弟子屈支部	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。
北海道	鳥獣被害防止に関する情報提供、広域的な調整を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現時点で具体的な予定はないが、都度被害状況に応じ、適切な実施体制が図られるよう取り組むこととする。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに埋設若しくはゴミ処理場に運搬し処理することとする。また、食用としての利活用については、食肉加工所（民間）など各捕獲者がそれぞれ適切に処理することとし、皮なども有効活用を図る。また、ヒグマについては、一部検体を提供する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生動物の保護など自然環境面での観点と、農林業被害対策としての有害鳥獣捕獲の観点では、時として意見の相違が見受けられる。また、捕獲や一般狩猟においても農林漁業者や入林者などへの事故防止を図ることが重要である。

よって当該施策の実施には、関係機関や地域住民など相互理解のもと尊重しながら柔軟に取り組むこととする。